

お知らせ版

平成15年分所得税の還付申告をされる人へ

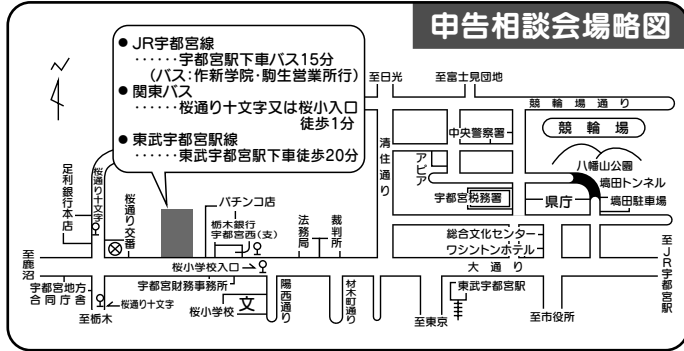
確定申告書を自分で作成できる人は、郵送などで税務署へ提出してください。

給与所得や年金受給者などで、所得税の還付申告の相談を希望される人は、昨年同様、下記の会場をご利用ください。その際、確定申告書などを可能な限り記載したうえ、お早めにおいでください。

▼日時 2月2日(月)～3月15日(土)・日・祝日を除く
▼受付時間 午前9時～正午、午後1時～3時

なお、受付は相談者が多すぎる場合、早めに終了することがありますので、あらかじめご了承ください。

▼用意するもの 源泉徴収



票、印かん、還付に関する書類(医療費の領収書、住宅取得に関する書類など)、筆記用具、預貯金の口座番号、電卓など

▼問い合わせ先 宇都宮税務署
☎028(621)2151

住宅借入金等特別控除申告説明会

平成15年中に住宅ローンを利用して住宅を新築・購入・増改築をした人は、一定の要件にあてはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、最初の年に確定申告をする必要があります。

給与所得者を対象に、上記により申告説明会を開催します。住宅借入金等特別控除を受ける人は出席してください。

※今回は、南河内町と合同開催となります。

▼日時 2月9日(月)
・上三川・本郷地区
午前10時～正午

▼必要書類等＝

①	住民票(平成16年発行のもの)
②	工事請負契約書又は売買契約書の写し(提出書類のため、コピーを持参してください。)
③	建物の登記事項証明書(登記簿謄本)
④	敷地等の登記事項証明書(登記簿謄本)、敷地等の売買契約書の写し(住宅敷地等の取得にかかる借入金が含まれている場合)
⑤	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(平成15年12月31日現在残高)
⑥	増改築などの場合は、①～⑤のほか建築確認通知書の写し、又は増改築等工事証明書
⑦	平成15年分の給与の源泉徴収票
⑧	印かん及び申告者名義の預貯金口座(還付金振込用)
⑨	ボールペン、卓上計算機

・明治地区 午後2時～4時
※出席される人は、必ず開始時間10分前までに受付を済ませてください。

▼場所 役場3階 大会議室
◎説明会においては、申告書の作成まで説明・指導します。その場で申告を済ませることができます。

◎当日来られない人で、還付

申告書の作成などで相談を希望される人は、宇都宮税務署特設会場をご利用ください。

◎当日以外で申告書を提出する人は、できるだけ自分で作成し、郵送などで提出されるようご協力ください。

▼問い合わせ先 宇都宮税務署 個人課税部門
☎028(621)2151

税務課 住民税係
☎9122

償却資産の申告は 2月2日(月)まで

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産（事業用）の所有者に対しても課税されます。

平成16年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人は、2月2日(月)までに申告してください。

▼申告の対象となる資産

- ・平成16年1月1日現在、町内に存在する事業用資産（土地、家屋を除く）のうち、減価償却費が損金や必要経費に算入される資産で次のようなもの。
 - ・構築物（門、塀、看板、駐車場の舗装面等）
 - ・機械、装置及びこれに付帯する設備
 - ・船舶（ボート、釣船等）
 - ・車両（フォークリフト等）
- ただし、自動車税、軽自動車税対象車両は除く）
- ・工具、器具、備品（机、椅子、計算機、陳列ケース等）

※申告用紙は税務課にあります。なお、平成15年に申告のあった人には12月中旬に申告書を送付しました。届いていない場合にはご連絡ください。

▼問い合わせ先〓税務課
資産税係 ☎9123

野芝焼き

農村環境の保全と火災予防のため、次の日程で野芝焼きを実施いたします。

▼日時〓1月18日(日)

午前9時～午後3時

（予備日〓1月25日(日)）

※河川敷への火入れは行わないでください。

▼問い合わせ先〓農務課

農産園芸係

☎9138

カラス等駆除の実施

カラス等による農作物への被害を防止するため、有害鳥獣の駆除を行います。駆除は銃器を使用して行い

ます。ご理解とご協力をよろしく願います。

▼日時〓1月24日(土)・25日(日)

▼実施場所〓町内全域

▼対象鳥獣〓カラス等

※1月18日の野芝焼きが順延となった時は、1月31日(土)・2月1日(日)に行います。

▼問い合わせ先〓農務課
農産園芸係

☎9138

軽油引取税農業用 免税証の交付申請

平成16年分農業用免税証の交付申請を、次のとおり受付します。

▼期日〓

上三川地区 1月15日(木)

本郷・明治地区 16日(金)

▼時間〓午前10時～正午

午後1時～4時

▼場所〓役場3階大会議室

▼持参するもの

- ・継続申請者〓免税軽油使用者証、印かん、免税軽油の引取り等に係る報告書（軽油購入の納品書等を添付のこと）、耕作証明書（耕作面積及び作付内容に変更が



ある場合のみ）、使用機械の名称、形式及び馬力がわかるもの（機械に変更がある場合のみ）

・更新申請者（平成16年中に免税軽油使用者証の有効期間が切れる人）〓旧免税軽油使用者証、印かん、免税軽油の引取り等に係る報告書（軽油購入の納品書等を添付のこと）、農業委員会

の発行する耕作証明書、使用機械の名称、形式及び馬力がわかるもの（機械に変更がある場合のみ）、栃木県収入証紙代⁴²⁰円

・新規申請者〓印かん、農業委員会の発行する耕作証明書、使用機械の名称、形式及び馬力がわかるもの（パンフレットなど）、栃木県収入証紙代⁴²⁰円

○共同申請又は免税軽油使用状況表により申請する人

▼期日〓

2月16日(月)～20日(金)

3月15日(月)～16日(火)

▼時間〓午前9時～11時、午後1時～4時

▼場所〓宇都宮県税事務所

▼持参するもの〓個人申請の場合と同じ

▼問い合わせ先〓町農業委員会
☎9166

栃木県宇都宮県税事務所
課税課関税諸税担当

☎028(626)3023

中途失聴者・難聴者のための無料相談 会と補聴器相談会

▼日時〓2月1日(日)午後1時～4時（受付は3時まで）

▼場所〓南河内町中央公民館（南河内町大字田中68

1-1 FAX0285(48)5

447)

難聴者相談 1階会議室

補聴器相談 2階資料室

▼内容〓

無料相談会：困っていること、疑問に思うこと、嫌な思いをしていることなど、なんでも相談してください。



補聴器相談会：補聴器の聞こえを良くする磁気ループの展示試聴もできます。

▼主催 〓 栃木県中途失聴・難聴者協会

▼問い合わせ先 〓 栃木県中途失聴・難聴者協会事務所

☎ 0285(51)1325

FAX 0285(51)1326

県南地区担当 〓

今井 FAX 0285(44)3012

松本 FAX 0285(48)1090

**老人福祉センター
ダンス教室受講生募集**

老人福祉センターでは、高齢者の生きがいづくりを目的に、各種講座（歌謡、民謡、大正琴、ふくべ、陶芸、ダンス）を開催しています。特に今回は、ダンス教室の受講生を募集しますのでぜひご参加ください。

▼開講日時 〓 毎週金曜日 午後1時～

▼場所 〓 中央公民館

▼問い合わせ先 〓

老人福祉センター

☎ 3166

**放送大学平成16年度
第1学期学生募集**

▼出願受付期間 〓 2月29日(日)まで

▼募集学生
科目履修生 〓 6か月間在学する学生

▼入学料

科目履修生 5,000円
選科履修生 7,000円
全科履修生 20,000円

▼授業料 〓 1科目（2単位）あたり、10,000円（テキスト代含む）

▼資料請求、問い合わせ先 〓

放送大学栃木学習センター

〒321-0943 宇都宮市峰町350(宇都宮大学内)

☎ 028(632)0572

11時～12時

12時～13時

13時～14時

14時～15時

15時～16時

16時～17時

17時～18時

18時～19時

19時～20時

20時～21時

21時～22時

まずチェック！

働くルールの最低賃金

賃金

栃木県最低賃金は、1時間648円です。（平成14年10月1日発効）

また、栃木県産業別最低賃金が、平成15年12月31日から改正されました。

改正後の産業別最低賃金（1時間）

（1時間）

塗料製造業 796円

一般機械器具製造業 745円

電気機械器具・情報通信機械器具・電子部品・デバイス製造業 745円

自動車・同付属品製造業 745円

精密機械器具・医療用計測器製造業 745円

各種商品小売業 726円

問い合わせ先 〓 栃木労働局 労働基準部賃金室

☎ 028(634)9109

訂正とお詫び

12月号で掲載した宇都宮税務署の駐車場の記事が、「1月19日から3月末日まで駐車場に相談会場を設置しますので、駐車スペースがありません。」となりました。12月19日から3月末日までに訂正し、お詫びいたします。

高齢者のインフルエンザ予防接種

インフルエンザの予防接種が実施されます。接種を受ける義務はありませんが、希望する場合は少ない負担で受けられますので接種をおすすめします。

▼対象＝町内在住で次に該当し接種を希望する人

- ① 65歳以上（接種時）の人
- ② 60～64歳（接種時）で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定める人（身体障害者等級1級程度）

▼期間＝1月31日(土)まで

※接種時期は主治医と相談して接種することをおすすめします。

▼料金＝自己負担1,000円を医療機関窓口でお支払いください。（費用は1回接種分のみ町で負担します）

▼持参するもの＝健康保険証・老人健康手帳（健康手帳は、お持ちの人のみ持参してください）

▼接種できる医療機関

上三川町

小口内科小児科医院・竹澤内科医院・上三川病院・藤沼医院・やの小児科医院・山崎医院・石川医院・せんば医院・本郷台医院・やまだ脳神経外科クリニック・倉持整形外科上三川

※予診票は各医療機関に用意してあります。

▼問い合わせ先＝健康福祉課 保健衛生係 ☎ 3166